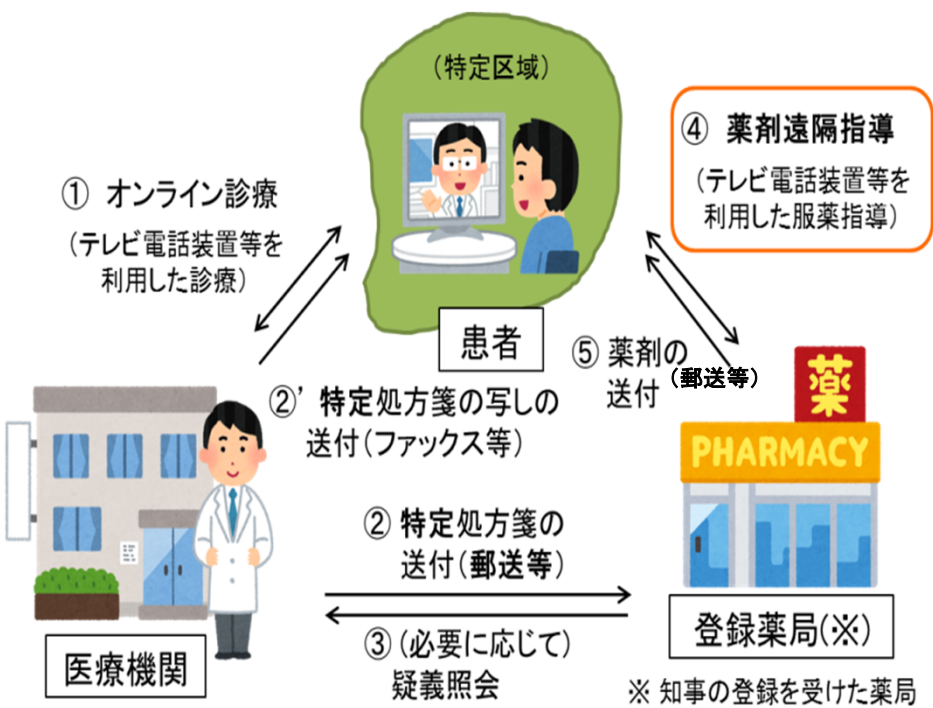


1. 薬局・薬剤師のあり方、医薬分業のあり方（その3）
オンラインによる服薬指導（特区の概要）

- 国家戦略特区法の一部を改正する法律（平成28年法律第55号）に基づき、薬剤師による対面での服薬指導義務の特例として、**国家戦略特区内で実証的に、①離島、へき地に居住する者に対し、②遠隔診療が行われ、③対面での服薬指導ができない場合に限り、④テレビ電話による服薬指導（遠隔服薬指導）を可能とされた。** ※施行：平成28年9月1日
- 平成30年6月14日の国家戦略特別区域諮問会議において、**愛知県、兵庫県養父市及び福岡市**における、実証事業の実施計画が認定された。

【事業のイメージ】



【実施自治体】



○ 登録薬局数：21件、 ○ 患者数：6名（平成30年11月時点）